- 一般社団法人日本倉庫協会理事長
- 一般社団法人日本冷蔵倉庫協会理事長
- 公益社団法人全国通運連盟理事長
- 一般社団法人航空貨物運送協会事務局長
- 一般社団法人国際フレイトフォワーダーズ協会事務局長

日本内航運送取扱業海運組合事務局長

全国トラックターミナル協会事務局長

殿

国土交通省総合政策局参事官(物流産業)室

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を実施すべき期間の延長等 を受けた対応について(依頼)

2月2日に開催された第54回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が栃木県を除く10都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県)に変更されるとともに、これらの地域に緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年3月7日まで延長されることが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添1及び別添2のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴団体におかれましては、別添1及び別添2につきまして傘下会員事業者に周知していただき、緊急事態措置が延長された10都府県の会員事業者に対しましては、引き続き1月8日付事務連絡による各種取組の実施(業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底、在宅勤務(テレワーク)等の推進(出勤者数の7割削減)、催物の開催制限等)に取り組んで頂くとともに、在宅勤務(テレワーク)等の推進による出勤者数の7割削減につきましては、更なる徹底に取り組んで頂きますよう、周知をお願いいたします。

(別添1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について (別添2) テレワーク等の徹底について